役員及び評議員および評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

**（目的及び意義）**

第１条　この規程は、社会福祉法人幸雪会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員および評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

**（定義等）**

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。

（３）評議員選任・解任委員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。

（４）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

**（報酬等の支給）**

第３条　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

２　評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

３　評議員選任・解任委員には職務執行の対価として報酬等を支給する。

**（報酬等の額の決定）**

第４条　この法人の全理事の報酬総額は、年間七百五十万円以内とする。

尚、七百五十万円のうち理事長は法人の日常業務をする唯一の常勤理事であり法人を代表する立場であることを鑑み報酬として年間七百二十万円支給する。

２　この法人の全監事の報酬総額は、年間三十万円以内とする。

３　この法人の全評議員選任・解任委員の報酬総額は年間二十万円以内とする。

４　各々の理事の報酬は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査、行政監査の立会い等の業務に出席した時は、費用弁済として、１日一万円を支払うことができる。ただし、当法人の職員が出席する場合は、支払わない。

５各々の監事の報酬は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査、行政監査の立会い等の業務に出席した時は、費用弁償として１日一万円を支払うことができる。

６各々の評議員選任・解任委員の報酬は、評議員選任・解任委員会に出席した時は、費用弁償として１日一万円を支払うことができる。ただし、当法人の職員が出席する場合は支払わない。

**（費用弁償の支給）**

第５条　この法人は、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に~~当~~たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

**（報酬等の支給日）**

第６条　理事長の報酬等は、毎月末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は､翌営業日に支払うものとする。

２　理事及び評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

**（報酬等の支給方法）**

第７条　報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば､本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　理事長報酬等は､法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**（公　表）**

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**（改　廃）**

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

**（補　足）**

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は平成２９年○月○日 (定時評議委員会の議決日)から施行する。

別記１ 非常勤理事の報酬

理事：理事会･評議員会出席の都度~~、謝金として~~１一人一律◎◎◎◎円

別記２ 評議員の報酬

評議員会出席の都度~~、謝金として~~１一人一律□□□□円

《報酬等の金額算定方法について》

・報酬等の算定基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。

・評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程を支給基準の別紙として位置づけ､支給基準と一体のものとして所轄庁へ提出すること。)。

・評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定課程から具体的な報酬額が決定されたかを第三者が理解することが困難であり、法人としての説明責任を果たすことはできないため、認められない。

・無報酬の場合は、その旨規程に定める必要がある。